

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 8 日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部管理課

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする緊急事態宣言が行われ、これに伴い、関係者が今後講じるべき対策の統一の指針である「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

選挙は、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（第6報）」（令和2年4月8日付総行管第138号）で通知したとおり、緊急事態宣言がなされた場合においても、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条等の規定に基づき執行するものであり、不要不急の外出に該当しないことを踏まえ、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）はもとより、その他の都道府県においても、これまでの通知や下記事項に御留意の上、引き続き適切な対応を図られるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 選挙を執行する場合においては、「選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策の調査結果について」（令和2年9月29日付総行管第243号）で通知した各団体の取組事例も参考に、マスク等の着用、定期的・積極的な換気、消毒液の設置、人と人との距離の確保などの基本的な感染防止対策をはじめ、期日前投票所の増設や開設期間の延長などの期日前投票に関する取組、開披台の増設などの開票に関する取組等を積極的に行うこと。

その際、保健福祉関係部局等と特に緊密な連携をとること。

- 2 選挙人が安心して投票できるようにするためにも、投票所等において実施している感染防止対策の内容を十分に周知するとともに、投票所等の混雑状況（過去の選挙における混雑状況や混雑が見込まれない旨の周知を含む。）の情報提供に積極的に努めること。

3 その他、これまで「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月26日付総行管第76号）等で通知した選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項を十分に踏まえて適切に対応すること。

あわせて、職員における感染を防ぐよう万全を尽くしていただきたいこと。

(参考1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（内閣官房HP）

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

(参考2) これまでの選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知（総務省HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/senkyo.html

選挙部管理課選挙管理第二係

電 話：03-5253-5573

F A X：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp